

ごみ処理施設（第六工場）建設工事
及び付帯工事

入札説明書

令和 4 年 4 月

東大阪都市清掃施設組合

《目 次》

第1章 事業の目的及び内容	1
1. 工事名	1
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
3. 公共施設等の管理者	1
4. 事業目的	1
5. 本事業対象施設の概要	2
6. 契約の形態	2
7. 事業期間	2
8. 事業予定地	2
9. 関係法令等の遵守	2
10. 組合が適用を予定している交付金	2
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	3
1. 民間事業者の募集及び選定方法	3
2. 募集及び選定の手順	3
3. 入札に関する担当部署等	11
4. 応募者の入札参加資格要件	11
5. 入札手続等	14
6. 応募者の審査及び落札者の選定	16
第3章 落札者決定後の手続並びに契約に関する事項	18
1. 契約内容の協議	18
2. 契約の締結	18
3. 地位の譲渡等	18
4. 入札保証金及び契約保証金	18
5. 支払条件	18

第 1 章 事業の目的及び内容

1. 工事名

ごみ処理施設（第六工場）建設工事及び付帯工事

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称	第六工場
種 類	ごみ焼却施設

3. 公共施設等の管理者

東大阪都市清掃施設組合 管理者 野田義和

4. 事業目的

東大阪都市清掃施設組合は東大阪市と大東市の事務の一部である廃棄物処理事業のうちごみ処理施設の設置及び管理に関する事務を共同で処理することを目的として設立された一部事務組合である。

組合では現在、東大阪市と大東市から排出される一般ごみ（可燃ごみ）を第四工場及び第五工場で処理しているが、第四工場は昭和 56 年 3 月に竣工した施設であるため更新時期を迎えている。そこで、第四工場に代わる施設として第六工場を建設することで、第五工場と第六工場により東大阪市と大東市から排出される一般ごみ（可燃ごみ）の処理を継続するものである。

5. 本事業対象施設の概要

項目	概要
事業実施場所	大阪府東大阪市水走四丁目6番25号
工期	契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで
主要な工事内容	ア 工場棟建設工事 ・工場棟（管理スペース含む）、構内道路、駐車場、構内排水設備等 イ 第三工場解体工事 ・第三工場工場棟、サイロ室、スクラップ置場等 ウ 土壌汚染調査及び土壌汚染対策工事 ・土壌汚染調査、基準不適合土壌汚染対策、ダイオキシン類不適合土壌撤去、埋設廃棄物撤去
焼却方式	ストーカ方式
処理対象物	①一般ごみ ②可燃性粗大ごみ ③可燃系資源ごみ選別残渣
供用開始	令和13年4月1日
施設規模	238 t/日（119 t/日×2炉、24時間稼働）
エネルギー回収率	19.0%以上とする

6. 契約の形態

組合は、民間事業者と建設工事請負契約を締結する。

7. 事業期間

契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで

8. 事業予定地

事業予定地は、「ごみ処理施設（第六工場）建設工事及び付帯工事 発注仕様書」の添付資料1に示すとおりである。

9. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

10. 組合が適用を予定している交付金

本事業は、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続きは本組合において行うが、民間事業者は本組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関係資料の作成を行うこととする。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

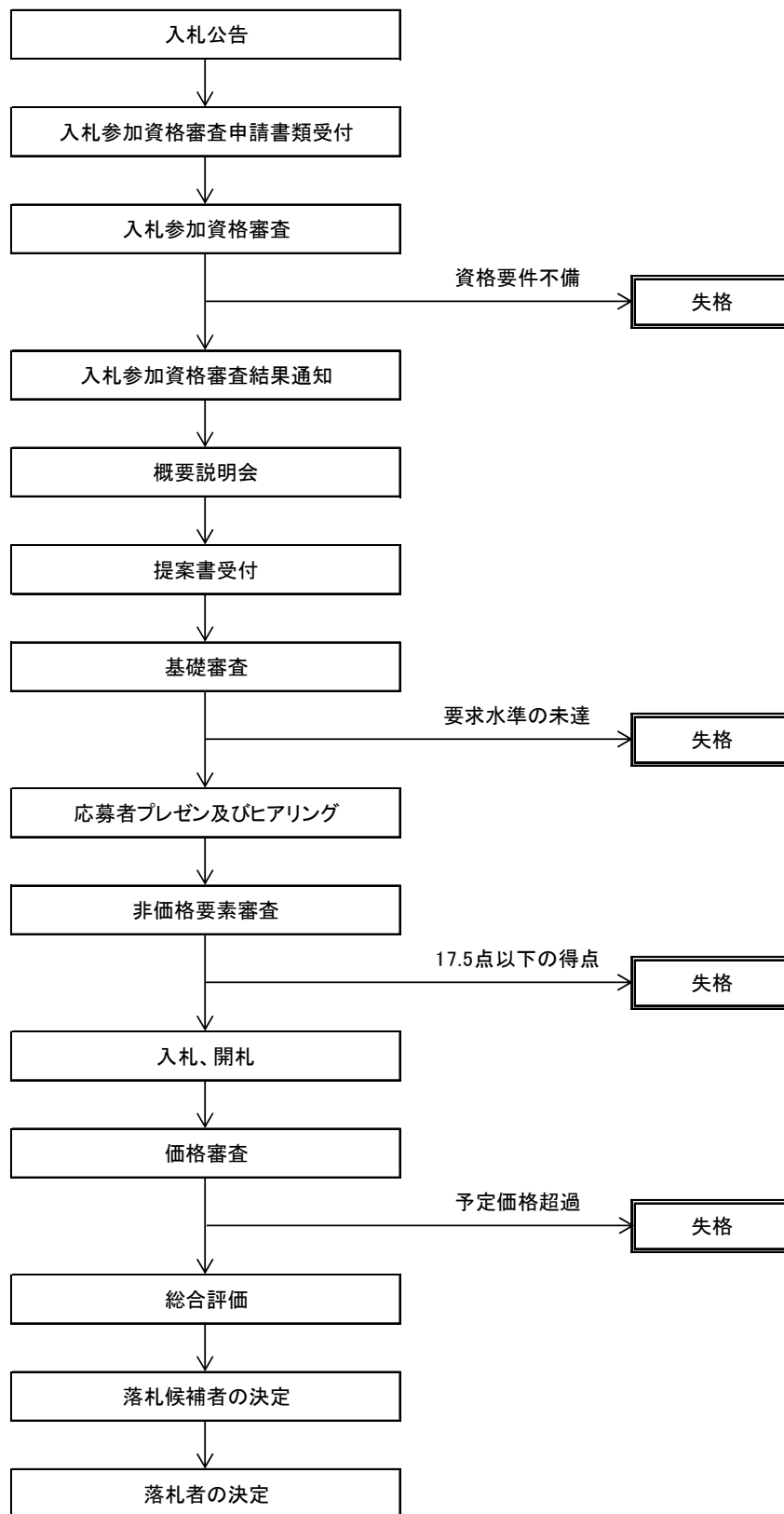
本事業では応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準書などの書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合の要求する水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行う。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

組合は以下の手順により、応募者を選定することを予定している。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和4年 4月27日（水）
② 入札参加者説明会（現地視察含む）	令和4年 5月10～11日（火～水）
③ 入札説明書等に関する質問受付期限（1回目）	令和4年 5月18日（水）
④ 入札説明書等に関する質問回答の公表（1回目）	令和4年 6月 1日（水）
⑤ 入札参加資格審査申請書類受付期限	令和4年 6月 8日（水）
⑥ 入札参加資格審査結果の通知	令和4年 6月13日（月）
⑦ 概要説明会提出図書受付期限	令和4年 6月28日（火）
⑧ 概要説明会	令和4年 7月 4～5日（月～火）
⑨ 入札説明書等に関する質問受付期限（2回目）	令和4年 7月19日（火）
⑩ 入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）	令和4年 8月 2日（火）
⑪ 事業提案書の受付期限	令和4年 9月 2日（金）
⑫ 基礎審査の結果及びヒアリング日程通知	令和4年10月中旬
⑬ ヒアリング・入札、開札及び落札候補者決定	令和4年11月下旬
⑭ 落札者決定	令和4年12月上旬
⑮ 仮契約締結	令和4年12月下旬
⑯ 議会承認	令和5年 2月中旬
⑰ 事業契約本契約	令和5年 2月中旬



(2) 入札公告

組合は、令和4年4月27日(水)に入札公告を行い、「入札説明書」、「発注仕様書」、「落札者決定基準書」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。

(3) 入札参加者説明会

応募者の代表企業は、以下に従って入札参加者説明会に関する提出書類を提出すること。

1) 対象

入札参加希望者とし、本事業へグループとして参加する予定の企業は合同での説明会参加を基本とする。

参加人数は10人を最大とする。

2) 内容

事業予定地の視察及び組合より第三工場や土地の状況について説明を行う。また、資料の貸与または閲覧を行う。

3) 説明会参加への事前申し込み

入札参加者説明会への参加に際し、令和4年5月6日（金）正午までに希望する日時を第三希望までE-mail（任意様式）により申し込みを行うこと。なお、説明会は令和4年5月10日（火）から11日（水）に開催し、2時間以内とする。

(ア) 送付先

東大阪都市清掃施設組合 総務課管財係

(イ) タイトル

「(提出者名) ー入札参加者説明会事前申し込み」

4) 説明会開催日時の決定

申し込みの提出順を基本に令和4年5月9日（月）正午までに開催日時を申込者へE-mailにより通知する。

(4) 入札説明書等に関する質問受付及び回答（1回目）

入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、書面による質問のみ受付ける。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和4年5月18日（水）午後4時までとする。

2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する入札説明書等に対する「入札説明書等に関する質問・意見書（1回目）（様式1-1）」に記入のうえ、そのファイルを担当部署宛にE-mailに添付し送付する。

(ア) 送付先

東大阪都市清掃施設組合 総務課管財係

(イ) タイトル

「(提出者名) ー入札説明書等に関する質問、意見（1回目）」

3) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答（1回目）は、令和4年6月1日（水）に組合のホームページの掲載により公表する。

(5) 入札参加資格審査申請書類の受付、結果通知

応募者の代表企業は、以下に従って資格審査申請書に関する必要書類を提出すること。

1) 対象

入札参加希望者

2) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和4年6月8日（水）午後4時までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。郵送の場合は提出期間までの必着とし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後4時までとする。

4) 提出先

東大阪都市清掃施設組合 総務課管財係
審査結果理由の説明請求先も同様とする。

5) 提出書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式2-1）
- (イ) 応募者の構成（様式2-2）
- (ウ) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式2-3）
- (エ) 委任状（代表企業用）（様式2-4）
- (オ) 委任状（その他企業用）（様式2-5）
- (カ) 類似工事の施工実績及び稼働実績調書（様式2-6）
- (キ) 配置予定技術者調書（様式2-7）
- (ク) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに支援業務受託者関係調書（様式2-8）
- (ケ) 発注仕様書に関する誓約書（様式2-9）
- (コ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式2-10）（建設JVを結成する場合）

6) 結果通知

資格審査結果は、令和4年6月13日（月）に応募者の代表企業に書面等で通知する。
その際、事業提案書の作成に必要な応募者記号を交付する。

7) 審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
- (イ) 資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（任意様式）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、郵送の場合は必着とし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午前11時

30分及び午後1時から午後4時までとする。

- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、郵送により説明請求受領後1週間以内(消印有効)に書面により行う。

8) その他

- (ア) 提出期限に遅れた資格審査申請書は受付けない。
(イ) 提出時には、身分を証明できるもの(社員証、運転免許証)の提示を求める。

(6) 概要説明会に関する提出書類の受付

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和4年6月28日(火)午後4時まで

3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。郵送の場合は提出期間までの必着とし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後4時までとする。

4) 提出先

東大阪都市清掃施設組合 業務室 新工場建設係

5) 提出書類

- (ア) 概要説明会申込書(様式3-1)
(イ) 概要説明会用資料(様式3-2)
- ・全体処理フロー図
 - ・配置・動線計画
 - ・設計・建設期間の工程
 - ・質問事項

(7) 概要説明会の開催

1) 目的

- (ア) 事業の位置づけや特徴の理解促進

資格審査を通過した応募者が、組合にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

- (イ) 発注仕様書の要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、資格審査通過者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。資格審査通過者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

2) 概要説明会実施日

組合と応募者は、概要説明会用資料等をもとに、令和4年7月4～5日(月～火)に概

要説明会を行う。概要説明会を欠席した場合には、いかなる理由においても入札を辞退したものとみなす。

3) 実施要領

資格審査通過者に対して、当日の概要説明会の実施要領を送付する。

4) 質疑事項の公表

民間事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、応募者が事前に用意した質問事項及び概要説明会当日の応募者からの追加質問事項を組合と概要説明会参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を「入札説明書等に関する質問・意見書（2回目）（様式1-2）」にて記入することとし、質問回答をホームページにて公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、組合と応募者の協議の上、公表しないことがある。

(8) 入札説明書等に関する質問受付及び回答（2回目）

入札説明書等に関する質問受付及び回答（2回目）を以下のとおり実施するものとし、書面による質問のみ受け付ける。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

1) 提出期間

本入札説明書等公表日から令和4年7月19日（火）午後4時までとする。

2) 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する「入札説明書等に関する質問・意見書（2回目）（様式1-2）」に記入のうえ、そのファイルを担当部署宛にE-mailに添付し送付する。

(ア) 送付先

東大阪都市清掃施設組合 業務室 新工場建設係

(イ) タイトル

「(応募者記号) ー入札説明書等に関する質問、意見（2回目）」

3) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

4) 回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答（2回目）は、令和4年8月2日（火）に組合のホームページの掲載により公表する。

(9) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、組合は応募者の提案内容に関するヒアリングの実施を予定している。

1) 対象

資格審査通過者

2) 提出期間

令和4年9月2日（金）午後4時までとする。

3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。郵送の場合は提出期間までの必着とし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後4時までとする。

4) 提出先

東大阪都市清掃施設組合 業務室 新工場建設係
審査結果理由の説明要求先も同様とする。

5) 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する内容による。

6) ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

7) 入札及び開札

入札及び開札場所、日時及び立会い等の詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

8) 入札結果の公表

入札結果の概要についてはホームページにて公表する。

9) 審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

(イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後4時までとする。

(ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

10) その他

(ア) 提出期限に遅れた事業提案書は受付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める。

(10) 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料（1回目及び2回目質問回答書）の記載内容を承諾したものとする。

(イ) 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

(ウ) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において組合が公表等を行うことができるものとする。

(エ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

5) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6) 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

(ア) 提出方法

応募者が「入札辞退届（様式2-11）」を担当部署へ持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

(イ) その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

7) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

(イ) 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

(ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(エ) 応募者記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札

(オ) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

(カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

(キ) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

8) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、組合は入札参加者に通知することとする。

3. 入札に関する担当部署等

(1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

1) 東大阪都市清掃施設組合 総務課管財係

郵便番号 578-0921
住所 大阪府東大阪市水走四丁目6番25号
E-mail hsk@juno.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.higashiosaka-toshiseisou.or.jp/>

2) 東大阪都市清掃施設組合 業務室 新工場建設係

郵便番号 578-0921
住所 大阪府東大阪市水走四丁目6番25号
E-mail ankseibi@higashiosaka-toshiseisou.or.jp
ホームページ <http://www.higashiosaka-toshiseisou.or.jp/>

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記組合のホームページにて公表する。

4. 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとし、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、単独企業または複数の企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者の各企業の中から「(2) 応募者等の参加資格要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- 3) 企業グループを構成する各企業は、他の応募者の企業グループの一員となることはできない。
- 4) 企業グループを構成する各企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- 5) 企業グループを構成する各企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の企業グループの一員となることはできない。

上記の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当す

る場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する２者の場合。

- ① 親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する２者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

複数の企業で実施する場合は、各企業は次の１) から 15) までの要件を満たし、かつ、少なくとも 1 社が次の要件を全て満たすこと。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2) 入札参加資格審査申請書提出時までに組合入札参加有資格者名簿に登録されていること。なお、新規登録の場合は、令和 4 年 6 月 1 日（水）までに登録申請を行うこと。
- 3) 入札参加資格審査申請の受付期間の期限日から開札日までの間に、東大阪都市清掃施設組合建設工事入札参加有資格業者指名停止等措置基準及び同取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- 4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- 5) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- 8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法によ

る改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者でないこと。

- 9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 1 0) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- 1 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団並びに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者でないこと。
- 1 2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者でないこと。
- 1 3) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
 - (ア) 株式会社日建技術コンサルタント
 - (イ) 株式会社エイト日本技術開発
- 1 4) 組合が設置する「総合評価一般競争入札審査委員会」の委員が所属する企業でないこと。
- 1 5) 入札公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する委員会の参加者に対し、接触等の働きかけを行った者でないこと。
- 1 6) 清掃施設工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有しており、清掃施設工事業について、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が、1,000 点以上であること。
- 1 7) 平成 14 年以降に地方公共団体発注の以下のいずれにも該当する一般廃棄物処理施設の建設工事を元請として受注し、施工し、かつ 2 年以上安定稼働した実績を 2 件以上有すること。次の形式等のごみ焼却施設の建設工事であること。
 - (ア) 形式：全連続燃焼式ストーカ炉
 - (イ) 施設能力：238t/日以上、かつ 1 炉あたり 119t/日以上
 - (ウ) 炉数：2 炉以上
 - (エ) 廃熱ボイラ及び蒸気タービンを設置していること。
 - (オ) 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けた整備工事であること。
- 1 8) 本工事の契約締結日において、現場代理人を工事現場に常駐で配置できること。
- 1 9) 本工事の契約締結日において、清掃施設工事に対応する監理技術者（一般廃棄物を対象とする全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラ及び蒸気タービンを有するものに限る）設置工事の施工の監理経験を有する者に限る。）を専任で配置できること。
- 2 0) 落札者は、契約期間中、提出した資格確認資料に記載した配置予定技術者（現場代理人及び監理技術者）を当該工事現場に配置すること。

- 2 1) 配置予定技術者にあつては、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日現在において、原則3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であつて、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないものであること。

(3) 共同企業体の設立に関する要件

建設JVを結成する場合は次の通りとする。

- 1) 建設JVの形態(共同施工方式・分担施工方式)は、任意とする。
- 2) 建設JVの代表者は、応募者の各企業の中から定めた代表企業でなければならない。
- 3) 組合と契約を締結した建設JVの有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であつても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(4) 参加資格の確認

- 1) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査申請書類提出日とする。
- 2) 落札者決定日までの間に応募者が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外するものとする。
- 3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消すものとする。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 入札手続等

(1) 入札方法

- 1) 予定価格は、30,000,000,000円(税抜き)
- 2) 入札は指定場所に出席して、指定時間内に行わなければならない。
- 3) 落札者決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4) 本入札については、低入札価格調査基準を設ける。
- 5) 入札者は、入札済みの入札書を撤回することはできない。
- 6) 入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した工事価格内訳書(様式4-2)の提出を求める。なお、内訳書の作成に係る費用は、提出者の負担とし、提出された内訳書は返却しない。

(2) 無効とする入札

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 1) 記名押印を欠くとき。
- 2) 金額を訂正したとき。
- 3) 必要な記入事項が欠け又は、不明瞭なとき。(意思表示が不明瞭であるとき)
- 4) 明らかに談合によると認められるとき。
- 5) 入札価格が「予定価格」を超えるとき。
- 6) 1) から5) に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき。
- 7) その他、入札書に不備があったとき。
- 8) なお、本組合により入札参加資格のある旨確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札及び落札者の決定時までに入札参加資格を失った者のした入札は無効とする。

(3) 入札の取消し等

天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行の中止又は取り消しを行う。これらの場合における入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

(4) その他

- 1) 入札は、入札書(様式4-1)によること。
- 2) 代理人をして入札するときは、代理人の個人印を押印すること。(シャチハタ印等は不可)
- 3) 代理人をして入札するときは、委任状(代表企業用)(様式2-4)及び委任状(その他企業用)(様式2-5)を持参のこと。
- 4) 開札会場への入室は、1社2名までとする。
- 5) 次の各号に該当する場合は入札に参加できないので注意すること。
 - (ア) 開札時間に遅刻したとき。
 - (イ) 印鑑、委任状(代理人のとき)を持参しないとき。
 - (ウ) 同一の入札につき他人の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理人を兼ねるとき。
- 6) 入札に関する詳細は、別途書面にて提示する。

(5) その他注意事項

応募者は、入札説明書に記載した事項及び現場等を承知の上、入札すること。

- 1) 入札にあたって談合行為等を行い、契約を締結したことが判明した場合は、賠償金を徴収するほか、損害賠償を請求することができる。
- 2) 刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)、地方自治法等関係法令を遵守すること。
- 3) 入札金額の表示はアラビア数字を用いること。
- 4) 建設業退職金共済制度掛金相当額を入札金額に含めて見積ること。なお、同制度の対象

労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

- 5) 入札を希望しない場合には、入札辞退届（様式2-11）を提出して入札を辞退することができる。
- 6) 入札手続開始前に応募者がいない場合、入札を中止する。
- 7) 建設工事請負契約を締結した者は、本工事の建設工事に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、実施設計完了後1ヶ月以内に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を本組合に提出すること。
- 8) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 9) 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病床・死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の他は、資格確認資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、第2章4.(2)21)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- 10) 落札者決定後速やかに、建設工事費内訳明細書を提出すること。
- 11) 本入札説明書に別段の記載のない限り、本入札説明書において用いる用語の意味は、建設工事請負契約書において定義されている用語と同じ意味を有するものとする。
- 12) 入札参加資格の申請及び技術提案書に係る費用は応募者の負担とする。
- 13) 本入札の実施については、1)から12)に定めるもののほか、「東大阪都市清掃施設組合制限付き一般競争入札実施要綱」による。

6. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の機関

応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、組合が設置した総合評価一般競争入札審査委員会において審査及び落札候補者の選定を実施する。

総合評価一般競争入札審査委員会発足から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

総合評価一般競争入札審査委員会委員

委員名	所属
武田 信生	京都大学名誉教授
吉原 福全	立命館大学名誉教授
生田 信也	東大阪市 環境部 次長
吉原 大祐	大東市 市民生活部 環境課 課長
飯田 武男	東大阪都市清掃施設組合 事務局次長
駒井 義則	東大阪都市清掃施設組合 事務局次長
諏訪 孝典	東大阪都市清掃施設組合 管理課 課長

(2) 審査の手順及び方法

1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

2) 事業提案審査

(ア) 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(イ) 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、別資料「落札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。なお、非価格要素点の得点が17.5点以下である場合は失格とする。

(ウ) 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、落札者決定基準書に定める算定式により価格点を算出する。なお、入札価格が予定価格を超過している場合は失格とする。

(エ) 総合評価及び落札候補者の選定

組合が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から落札者決定基準書に定める総合評価式により落札候補者を決定する。

3) 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合ホームページに掲載する。

第3章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

1. 契約内容の協議

組合と落札者は、建設工事請負契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書の細部まで確認を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

2. 契約の締結

- (1) 組合は、落札者決定後、落札者と建設工事請負仮契約を締結する。なお、参加資格確認後、仮契約の締結の日までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を取り消し、その者が行った入札は無効とする。
- (2) 落札者が建設工事請負仮契約後、本契約の締結の日までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、組合は建設工事請負仮契約を解除する。
- (3) 建設工事請負仮契約の締結にあたっては、議会の承認を経たときに本契約に切り替わるものとする。
- (4) 落札者が建設工事請負仮契約を締結しないときは、組合は落札決定を取り消すことができる。

3. 地位の譲渡等

組合の事前の承諾がある場合を除き、落札者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

4. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

東大阪都市清掃施設組合財務に関する条例の暫定措置に関する条例第2条の規定により東大阪都市財務規則を準用し同規則第96条第2号の規定により免除とする。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。なお、低入札価格調査制度における低入札価格落札による契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上とする。ただし、保険会社との間に東大阪都市清掃施設組合を被保険者とする公共工事履行保証契約（契約不適合責任免除特約を付したものに限る。）を締結した場合は契約保証金を免除する。

5. 支払条件

- (1) 公共工事の前払金に関する規則（昭和46年6月25日東大阪都市規則第40号）の規定に基づき、前払をすることができる。
- (2) 部分払をすることができる。